

「奈良県子ども・若者支援団体協議会」規約

(名称)

第1条 この会は、「奈良県子ども・若者支援団体協議会」という。

(目的)

第2条 この会は、子ども・若者の持つ重要性にかんがみ、関係機関及び団体がこの会を通じて相互の連携を図るとともに緊密な協力を保ち、広く県民の総意を結集して、次代を担うすべての子ども・若者の健やかな成長の支援を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども・若者支援関係団体相互の連絡連携
- (2) 子ども・若者支援関係団体と関係行政機関との連絡連携
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業の推進

※当分の間(1)及び(2)の業務を主として行う。(3)は該当事業が出てきた段階で検討する。

(組織)

第4条 この会は、会の趣旨に賛同する団体等をもって構成する。

(理事)

第5条 理事は各団体より推薦されたもの1名とする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員をおく。

- 会長 1名
- 理事長 1名
- 副理事長 1名
- 常任理事 若干名
- 監事 若干名

2 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

3 理事長は、会務の実務を総理し会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めるところにより、その職務も代行する。副理事長は理事長に準ずる。

4 常任理事は、会長、理事長、副理事長とともに役員会を構成し会務を掌る。

5 監事は協議会の経理を掌る。

(役員任期並びに選任)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 会長、理事長は役員会において選任し、理事会において承認する。

3 副理事長、常任理事、監事は会長が委嘱する。

4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

6 理事と役員は兼務できる。

(会議)

第8条 この会の会議は、理事会並びに役員会とし、会長または理事長が招集し、会議を掌る。

2 理事会は理事及び役員をもって構成し会務を掌り、最高の決議機関とし、年数回開催する。

3 役員会は、必要に応じ開催し、重要な業務を協議する。

(議決)

第9条 理事会及び役員会は、議決事項は出席者の過半数で決する。

(書面表決等)

第10条 やむを得ない理由のために会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について委任をもって表決することができる。この場合、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会計)

第11条 この会の経費は、当分の間寄附金並びに補助金、その他の収入をもってあてる。

(事務局)

第12条 この会の庶務及び事務は、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課内におく。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

第15条 この規約は平成23年9月8日より施行する。

平成24年2月28日一部改正

平成30年3月13日一部改正

令和2年6月26日一部改正